

議案第90号

瀬戸内市立図書館条例の一部を改正することについて

瀬戸内市立図書館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年11月27日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市立図書館条例の一部を改正する条例

瀬戸内市立図書館条例（平成21年瀬戸内市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「瀬戸内市長船町土師1175番地1」を「瀬戸内市長船町土師277番地4」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

瀬戸内市立図書館条例(平成21年瀬戸内市条例第28号)新旧対照表

| 現行 | | 改正後 | |
|---------------------------------------|------------------|---------------------------------------|-----------------|
| (名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 | | (名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 瀬戸内市民図書館 | 瀬戸内市邑久町尾張465番地1 | 瀬戸内市民図書館 | 瀬戸内市邑久町尾張465番地1 |
| 瀬戸内市牛窓図書館 | 瀬戸内市牛窓町牛窓4911番地 | 瀬戸内市牛窓図書館 | 瀬戸内市牛窓町牛窓4911番地 |
| 瀬戸内市長船図書館 | 瀬戸内市長船町土師1175番地1 | 瀬戸内市長船図書館 | 瀬戸内市長船町土師277番地4 |